



平成 19 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス
代表者名 代表取締役会長 服 部 太
 (コード番号 4732 東証・名証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 山 中 雅 文
 統括本部長
 (TEL. 052 - 689 - 1129)

役員退職慰労金制度の廃止および取締役に対する報酬等（株式報酬型ストックオプション）
の第 27 期定時株主総会への付議に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 8 日開催の取締役会において、取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止するとともに、在任中の取締役および監査役に対し退職慰労金を打切り支給する旨の議案、ならびに、廃止する退職慰労金に代わる新たな報酬として株式報酬型ストックオプションを取締役に付与するため、取締役の報酬等の額を改定し、その具体的な内容を決定する旨の議案を、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の当社第 27 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にそれぞれ付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせします。

1. 役員退職慰労金制度の廃止および役員退職慰労金の打切り支給

当社は、取締役および監査役の退職慰労金制度を、本定時株主総会終結の日をもって廃止いたします。

上記廃止日以前に在任している取締役（社外取締役を除きます。）については、同日以前の在任期間の、在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することとし、その支給時期は各取締役の退任時とすること等の議案を、本定時株主総会に付議する予定です。なお、社外取締役および監査役に対しては、かかる退職慰労金の打切り支給は行わない予定です。

2. 株式報酬型ストックオプションに関する議案の本定時株主総会への付議

当社は、取締役の退職慰労金制度の廃止に伴い、廃止する退職慰労金に代わる新たな報酬として株式報酬型ストックオプションを当社の取締役（社外取締役を除きます。）に付与するため、下記の理由により、下記の内容の議案を、本定時株主総会に付議する予定です。かかる株式報酬型ストックオプションは、当社の取締役（社外取締役を除きます。）について、当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆様と共有させることにより、企業価値向上への意欲や士気を高めていくこと等を目的として付与することを予定しているものであります。

なお、下記の内容の議案が本定時株主総会において承認された後、当社の取締役会の決議をもって上記ストックオプションの内容の詳細等を決定し、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対しこれを特に有利な条件によらずに付与する予定です。

また、社外取締役および監査役に対しては、かかる株式報酬型ストックオプションを付与することは予定しておりません。

記

議案 「取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件」

(付議の理由)

当社は、取締役の報酬について、企業価値向上に連動した報酬体系への見直しを進め、退職慰労金制度を廃止した上で、当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆様と共有させることにより、企業価値向上への意欲や士気を高めていくこと等を目的とし、取締役(社外取締役を除きます。)に対し、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする新株予約権を用いた、いわゆる株式報酬型ストックオプションを、当社第 28 期事業年度より付与したいと存じます。

会社法施行後においては、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、取締役(社外取締役を除きます。)に対しストックオプションとしての新株予約権を付与するため、取締役(社外取締役を除きます。)の報酬等の額を改定し、当該新株予約権の内容を決定する議案を本定時株主総会に付議し、普通決議によるご承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、会社業績、当社における取締役(社外取締役を除きます。)の業務執行の状況・貢献度等を考慮の上、上記のとおり廃止することを決定した退職慰労金額の一部等を基準として算定しており、その具体的な内容は、新株予約権がいわゆる株式報酬型ストックオプションとして付与されるものであること、会社業績、当社における取締役(社外取締役を除きます。)の業務執行の状況・貢献度等を基準として決定するものであります。また、当社といたしましては、上記の目的の下、新株予約権がいわゆる株式報酬型ストックオプションとして付与されるものであること等を考慮し、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社は社外取締役を取締役会の監督機能を高めること等を目的に招聘しておりますため、取締役のうち社外取締役に対しては、ストックオプションとしての新株予約権を付与することは予定しておりません。

現在の当社の取締役は 18 名(うち社外取締役 4 名)であり、本定時株主総会において付議することを予定しております取締役選任議案(取締役 18 名選任の件)が原案どおり承認可決されまると、本定時株主総会の終結時の取締役は 18 名(うち社外取締役 4 名)となる予定です。

(議案の内容)

1. 当社の取締役の報酬等の額は、平成 18 年 6 月 28 日開催の第 26 期定時株主総会において、年額 5 億円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役(社外取締役を除きます。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての以下の内容の新株予約権に関する報酬等の額を年額 1 億 5 千万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。

なお、上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないこととさせていただきます。

2. 新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりとしたいと存じます。

(1) 新株予約権の総数

新株予約権の総数 4,000 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は10株(新株予約権の目的である株式の上限数は40,000株とし、対象株式数が調整された場合には調整後付与株式数に上記新株予約権の総数を乗じた数を上限数とする。)とする。

なお、本議案の決議日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で対象株式数を調整することができる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を割り当てる日から25年以内の範囲で、当社取締役会が決定する期間とする。

(5) 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から、新株予約権を行使できるものとする。

その他の権利行使の条件は、取締役会で決定する。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(7) その他の新株予約権の内容

上記(1)ないし(6)の詳細および(1)ないし(6)に記載のない新株予約権の内容等については、取締役会で決定する。

以上